平成２５年（フ）第１３４３２号
東京都北区滝野川１丁目29―５―401
債務者　真田　友美
1　決定年月日時　平成25年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３４３６号
東京都目黒区大橋１丁目５―１―2804
債務者　中嶋　清恵（旧姓鈴木・奥田）
1　決定年月日時　平成25年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月18日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３４３７号
東京都品川区勝島１丁目９―11
債務者　廣川　幸彦
1　決定年月日時　平成25年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月18日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３４３８号
東京都江戸川区西葛西３丁目６―７―205
債務者　宮内　　潤
1　決定年月日時　平成25年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３４４３号
東京都江戸川区平井４丁目11―17―302
債務者　田中　博之
1　決定年月日時　平成25年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月18日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３４４５号
埼玉県越谷市伊原２丁目３―34―102
債務者　笹川　ルツ
1　決定年月日時　平成25年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月18日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３４４９号
埼玉県川口市西青木３丁目３―13　スカイコート西川口第２―504号
債務者　小田　雅巳
1　決定年月日時　平成25年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月18日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３４５３号
神奈川県横須賀市安浦町１丁目20―202
債務者　小島　優子
1　決定年月日時　平成25年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月18日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３４５４号
東京都町田市森野４丁目３―７
債務者　引地このみ
1　決定年月日時　平成25年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３４５５号
千葉県山武市小松3824―11
債務者　布施　三枝
1　決定年月日時　平成25年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３４５８号
神奈川県厚木市三田南２丁目19―14
債務者　大藏　健久
1　決定年月日時　平成25年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月18日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３４６１号
千葉県千葉市美浜区高浜１丁目９―５―506
債務者　島村　和久
1　決定年月日時　平成25年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３４６３号
東京都足立区伊興２丁目９―20―103
債務者　田口貴美恵（旧姓内田）
1　決定年月日時　平成25年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３４６５号
東京都足立区保木間５丁目21―10―205
債務者　山本香代子
1　決定年月日時　平成25年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月18日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３４６６号
東京都葛飾区高砂３丁目25―６―102
債務者　高野　保夫
1　決定年月日時　平成25年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３４７４号
東京都江戸川区北小岩４丁目６―８
債務者　須藤　吉男
1　決定年月日時　平成25年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月18日午前10時
東京地方裁判所民事第20部